

職需発 1220 第 12 号
令和 6 年 12 月 20 日

公益社団法人 全国民営職業紹介事業協会 御中

厚生労働省職業安定局
需給調整事業課長
(公 印 省 略)

SNS 等の広告等により労働者の募集を行う際の募集主名等の表示に関する
周知協力依頼について

日頃から職業安定行政の運営につきましては、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 5 条の 4 第 1 項においては、インターネットや X 等の SNS を含む広告等により、労働者の募集に関する情報等（以下、「募集情報」と言います。）を提供するときは、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならないこととされています。

他方で、昨今、インターネット等で犯罪実行犯の募集が行われる事案が見られ、その中には、通常の募集情報と誤解を生じさせるような広告等も見受けられます。これも踏まえ、今般、広告等により募集情報を提供する際、職業安定法第 5 条の 4 第 1 項に反しないと認められるためには、労働者の募集を行う者の氏名又は名称、住所（所在地）、連絡先、業務内容、就業場所及び賃金を表示することが必要であることを示す通達（別添 1）を発出し、これを求人企業へ周知するためのリーフレット（別添 2）及び求職者向けのリーフレット（別添 3）を作成しましたので、内容についてご了知いただくとともに、貴団体の会員や労働者等への周知について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

【添付】

別添 1：令和 6 年 12 月 18 日付職需発 1218 第 1 号「職業安定法第 5 条の 4 第 1 項で求めている内容について」

別添 2：「求人企業の皆さまへ SNS 等を通じて直接労働者を募集する際には「氏名（名称）・住所・連絡先・業務内容・就業場所・賃金」を記載しましょう」（リーフレット）

別添 3：「仕事をお探しの方へ 怪しい求人には応募しないでください！」（リーフレット）

【担当者】

厚生労働省
職業安定局需給調整事業課
木原、南日
03 (5253) 1111 (内線 5312)